平成２５年（フ）第１２８号
福島県郡山市安積町日出山字大洲河原142番地
破産者　株式会社新永
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１１４８号
東京都八王子市楢原町562番地の１
破産者　有限会社なきた
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１４９号
東京都八王子市東浅川町869番地３コーポみどり102号
破産者　天野　明美
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１８２９号
横浜市都筑区茅ケ崎中央19番４　エルムビルⅡ―401号
破産者　Ｇ．Ｅ．Ｉ．株式会社
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３０号
石川県羽咋市千里浜町リ289番地１
破産者　有限会社サンビーム
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２５年（フ）第１１２号
岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町５丁目74番地の18
破産者　有限会社モリショー
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１９９号
愛知県春日井市八田町５丁目16番地４　県営八田住宅１棟403号、開始決定時の住所岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町５丁目74番地18
破産者　森　　功
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第７５号
静岡県富士市田子373番地の１
破産者　金丸水産株式会社
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１２号
愛知県豊橋市中野町字大原19番地
破産者　相田食品合同会社
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２８号
三重県伊勢市竹ケ鼻町163番地
破産者　東洋工業有限会社
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第３２号
三重県伊勢市下野町56番地６
破産者　村上安三郎
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第１０８号
三重県度会郡南伊勢町小方竈197番地
破産者　野村　延子
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第１６号
京都市右京区嵯峨野芝野町９番地76
破産者　株式会社カーリメイク・プロ
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７７号
香川県さぬき市志度4587番地５
破産者　木村庭園石材有限会社
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１６２号
長崎県佐世保市白岳町720番地24、旧住所長崎県佐世保市小島町９番８号
破産者　武次　敬三
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第３６号
秋田県大仙市大曲船場町１丁目２番３―７号
破産者　鈴木　良信
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第４３号
秋田県仙北市角館町川原東沢62番地
破産者　戸澤　鐵男
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第４６号
秋田県大仙市太田町横沢字泥窪490番地５
破産者　菊池　宏幸
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第５１３３号
大阪市東成区大今里３丁目９番７号、前住所大阪市東成区中本５丁目12番31―405号
破産者　前川真由美
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０６３号
大阪府茨木市美沢町７番Ａ―1007号、前住所大阪府吹田市新芦屋上12番20号
破産者　坂井　一三
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０６４号
大阪府茨木市美沢町７番Ａ―1007号、前住所大阪府吹田市新芦屋上12番20号
破産者　坂井良志野
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部